

確定申告について～寄附金控除の入力方法～①

本学へのご寄附は、寄附者が個人の場合、所得税法上の寄附金控除の対象となり、確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置を受けることができます。
寄附金控除には、「所得控除」と「税額控除※対象となる特定基金が限定されます」の2種類があります。

※税額控除対象の特定基金

次の特定基金へのご寄附は、「**所得控除**」または「**税額控除**」のいずれかを選択することができます。

- ・大阪大学修学支援事業基金
- ・大阪大学研究等支援事業基金
- ・修学支援事業基金（高等司法研究科）
- ・新型コロナウイルス感染症対策基金で「学生支援」へのご寄附

* 該当するご寄附の場合、領収書をお送りした際に税額控除に係る証明書を同封しております

ゆめ基金、その他の特定基金へのご寄附は「**所得控除**」の適用となります。

国税庁ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) より確定申告書を作成される場合の「寄附金控除」の入力方法については、以下の点にご注意ください。

※詳細な手順は国税庁ホームページの「ご利用ガイド」をご覧ください。
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/top>

所得控除・税額控除共通

①令和●年分の申請書を作成→「**所得税**」を選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > 終了

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和●年分の申告書等の作成

所 所得税 所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。	青色 白色 決 所 決算書・収支内訳書 (+所得税) 事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。	消 消費税 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。	贈 贈与税 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。
---	---	--	--

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「**決算書・収支内訳書 (+所得税)**」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

※次ページ以降、所得控除・税額控除で入力方法が異なりますのでご注意ください。

確定申告について～寄附金控除の入力方法～②

所得控除を選択する場合

② 「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」欄の「入力する」ボタンをクリック

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (②をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除	入力する		
医療費控除	入力する		
社会保険料控除	入力する		
小規模企業共済等掛金控除	入力する		
生命保険料控除	入力する		
地震保険料控除	入力する		
寄附金控除	入力する		
寡婦・ひとり親控除	入力する		

③ 「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択。（所得控除の適用）

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

- 国に対する寄附金
- 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 日本赤十字社支部に対する寄附金
- 共同募金会に対する寄附金
- 政党及び政治資金団体に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対する寄附金
- 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
- 上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

※以下についてもご確認ください。

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。

※大阪大学に対するご寄付の条例指定を確認できた自治体については[こちら](#)をご参照ください。

確定申告について～寄附金控除の入力方法～③

税額控除を選択する場合

税額控除対象の特定基金※にご寄附いただいた方で
税額控除の適用をご希望される場合

②「税額控除・その他の項目の入力」画面で「政党等寄附金等特別控除」欄の「入力する」ボタンをクリック

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → 住民税等入力 → 住所・氏名入力

ID・PW

税額控除・その他の項目の入力

税額控除 (単位: 円)

税額控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (※から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除	入力する		
(特定増減等) 住宅借入金等特別控除	入力する		
政党等寄附金等特別控除	入力する		
住宅借入金等特別控除			
住宅特定増減特別控除	入力する		
認定住宅等新築等特別税額控除			
災害減免額	入力する		
外国税額控除等	入力する		

③「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択。(所得控除の適用)

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

国に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)
日本赤十字社支部に対する寄附金
共同募金会に対する寄附金
政党及び政治資金団体に対する寄附金
認定NPO法人等に対する寄附金
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

税額控除対象の特定基金※にご寄附いただいた方で税額控除の適用をご希望される場合：
「公益社団法人または公益財団法人等に対する寄附金」を選択してください。

※該当するご寄附の場合、領収書をお送りした際に税額控除に係る証明書を同封しております。

※以下についてもご確認ください。

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
 - 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
 - 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
 - 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合
- ※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。

※大阪大学に対するご寄附の条例指定を確認できた自治体についてはこちらをご参照ください。

【お問い合わせ先】大阪大学未来基金事務局
E-mail: kikin@office.osaka-u.ac.jp